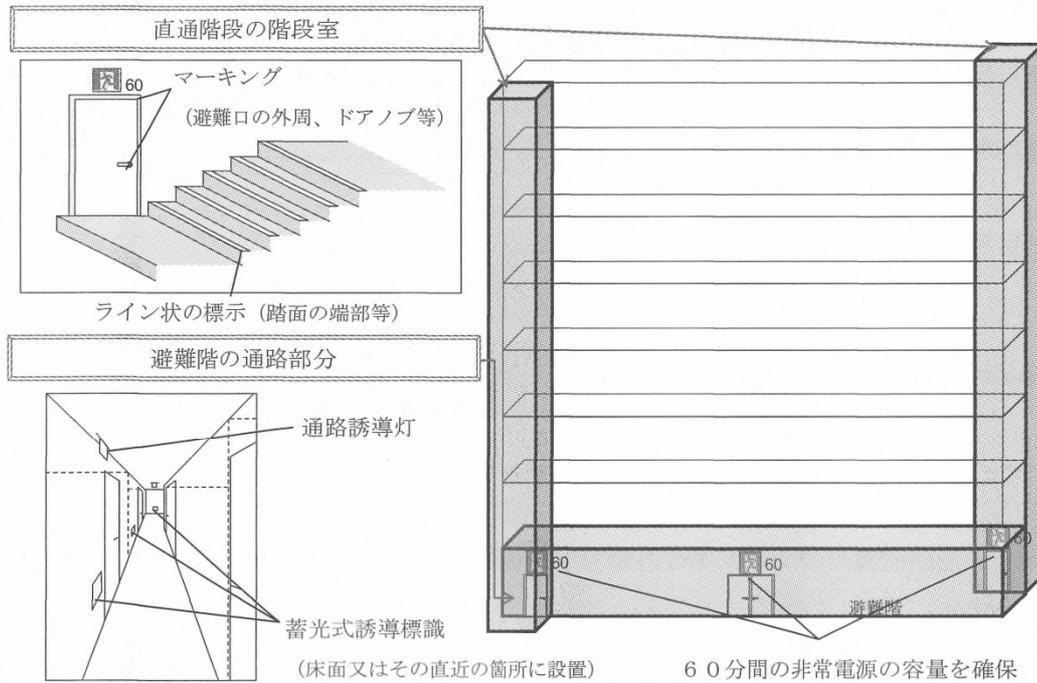
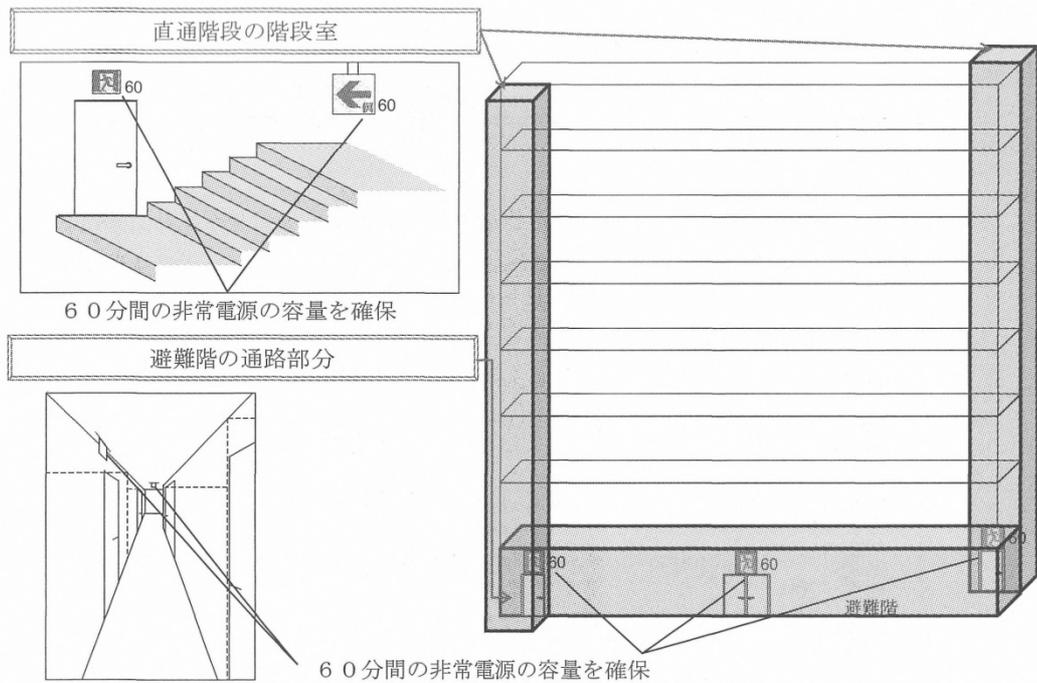


図16-36 大規模・高層の防火対象物等（停電時の長時間避難に対応した誘導標示関係）

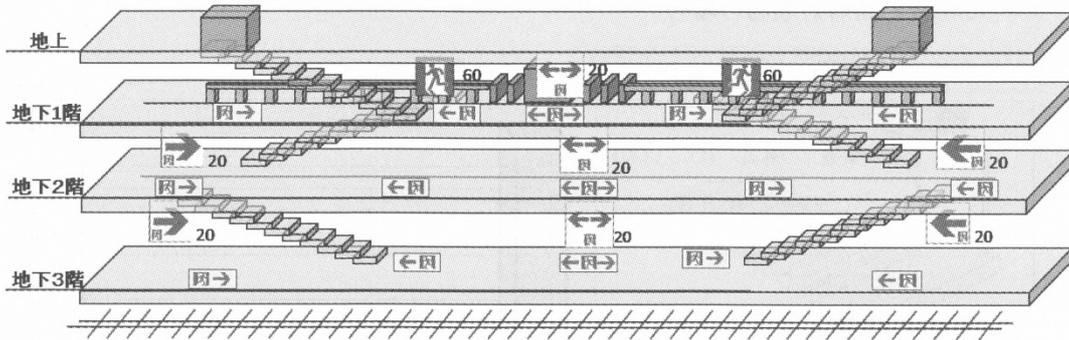
(a) 大規模・高層対象物の場合



(参考) 通路誘導灯の非常電源の容量を60分間確保する場合 (=蓄光式誘導標識を設置しない場合) の設置イメージ

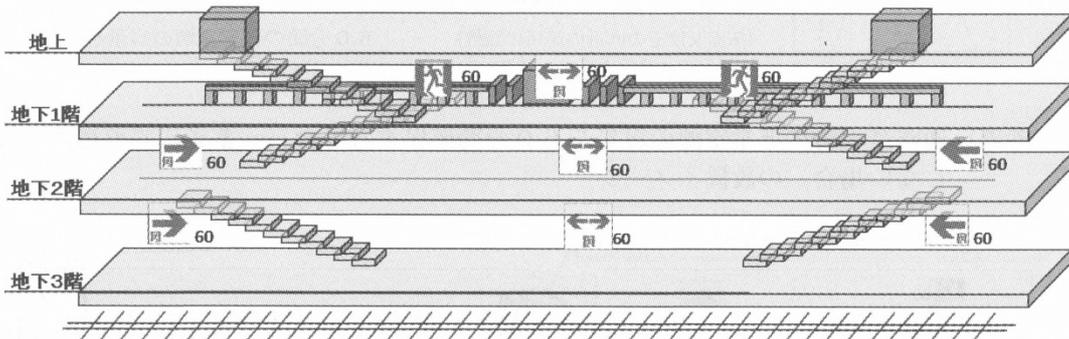


(b) 地下駅舎の場合



- ①屋内から直接地上に通ずる出入口 (誘導灯の非常電源の容量を60分間確保)
 - ②地階にある乗降場
 - ③②に通ずる階段、傾斜路及び通路
- } 高輝度蓄光式誘導標識を設置

(参考) 通路誘導灯の非常電源の容量を60分間確保する場合 (= 蓄光式誘導標識を設置しない場合) の設置イメージ



- ①屋内から直接地上に通ずる出入口
 - ②地階にある乗降場
 - ③②に通ずる階段、傾斜路及び通路
- } 誘導灯の非常電源の容量を60分間確保

【凡例】

-  60 避難口誘導灯 (60分間の非常電源を確保)
-  60 通路誘導灯 (60分間の非常電源を確保)
-  20 通路誘導灯 (20分間の非常電源を確保)
-  高輝度蓄光式誘導標識

(8) 冷凍室等に対する特例基準

令別表第1に掲げる防火対象物のうち、冷凍室又は冷蔵室（以下「冷凍室等」という。）の用途に供される部分については、令第32条を適用して誘導灯を設置しないことができる。◆

ア 次のいずれかに適合する場合は、冷凍室等の出入口に避難口誘導灯を設置しないことができる。

(ア) 冷凍室等における各部分から直近の出入口までの歩行距離が20m以下である場合

(イ) 避難方向又は避難口である旨の表示及び緑色の灯火が設けられており、かつ、冷凍室等の作業に使用する運搬車等に付置又は付属する照明装置により避難上十分な照度が容易に確保できる場合

(ウ) 通路部分の曲り角が1以下で、かつ、出入口であることを識別することができる表示及び非常電源を付置した緑色の灯火を容易に確認できる場合

なお、灯火の非常電源は別置形の蓄電池設備とし、非常電源の基準に適合すること。

イ 冷凍室等内に通路が整然と確保され、かつ、避難上十分な照度を有している場合は、通路誘導灯を設置しないことができる。

7 誘導灯の消灯

(1) 消灯できる防火対象物又はその部分

ア 防火対象物又はその部分において休業、休日及び夜間等において定期的に無人の状態が繰り返し継続される場合とする。

この場合において、防災センター要員、警備員、宿直者によって管理を行うものは無人の状態とみなす。

イ 外光により避難口又は避難方向が識別できる場所

なお、消灯対象は外光により避難口等を識別できる間に限る。

ウ 利用形態により特に暗さが必要である場所

(ア) 遊園地等のアトラクション等の用に供される部分など常時暗さが必要とされる場所

(イ) 劇場、映画館、プラネタリウム、映画スタジオ等の用途に供される部分など一定期間継続して暗さが必要とされる場所

(ウ) 集会場等の用に供される部分など一時的（数分程度）に暗さが必要とされる場所

エ 次の各号に該当する、主として当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供する場所

(ア) 令別表第1(5)項ロ、(7)項、(8)項、(9)項ロ及び(10)項から(15)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分

- (イ) 通常、当該防火対象物等の関係者等以外の者が存しない場所
- (ロ) 日常の通行に利用されている出入口及び通路
- (2) 階段又は傾斜路に設ける通路誘導灯は、常時点灯することを要しない。
- (3) 消灯方法★
 - ア (1) アに該当し消灯する場合は、次の各号に適合すること。
 - (ア) 消灯は誘導灯個々に行うことなく、棟又は階を一括して行うこと。
 - (イ) 消灯は、原則として無人の状態となった場合に手動で行うこととし、消灯するための点滅器、開閉器（以下「点滅器等」という。）は、防災センター等又は対象場所が見とおせる場所若しくはその付近に設けること。
 - (ロ) 誘導灯が消灯している場合には、消灯している旨が識別できる標示板（灯火によって識別できるもの）を防災センター等に設けること。
 - (エ) 防火対象物の部分で消灯する場合は、当該場所から屋外出入口にいたる階段、通路及び避難の経路となる避難口には、誘導灯が点灯していること。
 - (オ) 無人の状態の期間に限り、消灯することができる。
 - イ (1) イに該当し、消灯する場合は次の各号に適合すること。
 - (ア) 消灯は外光によって避難口や避難方向が識別できるものに限り行うことができる。
 - (イ) 誘導灯の消灯は、光電式自動点滅器等により行うこと。
 - (ロ) 外光により、避難口や避難方向が識別できる期間に限り行うことができる。
 - ウ (1) ウに該当し消灯する場合は次によること。
 - (ア) 当該場所の利用者に対し、①誘導灯が消灯されること。②火災の際には誘導灯が点灯すること。③避難経路について、掲示や放送等によりあらかじめ周知すること。
 - (イ) (1)ウ(ア)に掲げる防火対象物のうち当該部分における消灯は、営業時間中に限り行うことができるものであること。従って、清掃、点検等のため人が存する場合には消灯できないものである。
 - (ロ) (1)ウ(イ)に掲げる防火対象物のうち、当該部分における消灯は映画館における上映時間中、劇場における上映中など当該部分が特に暗さが必要とされる状態で使用されている時間内に限り行うことができるものである。
 - (エ) (2)ウ(ロ)に掲げる防火対象物のうち、当該部分における消灯は催し物全体の中で特に暗さが必要とされる状態で使用されている時間内に限り行うことができるものである。
- (4) 点灯方法
 - 点灯方法は、次の各号に適合すること。
 - ア 自動火災報知設備の感知器の作動と連動して、すべての避難口誘導灯及び通路誘導灯を自動的に点灯すること。ただし、自動火災報知設備が設置されていない防火

対象物又はその部分は、当該防火対象物に勤務する警備員等により防火管理体制が確立されていて、非常時に消灯された誘導灯の保証が十分確保されている場合に限り図16-37、図16-38の回路構成により行うことができる。（(1)ウに該当する防火対象物又はその部分を除く。）★

図16-37 信号装置を用いない場合の機器結線図

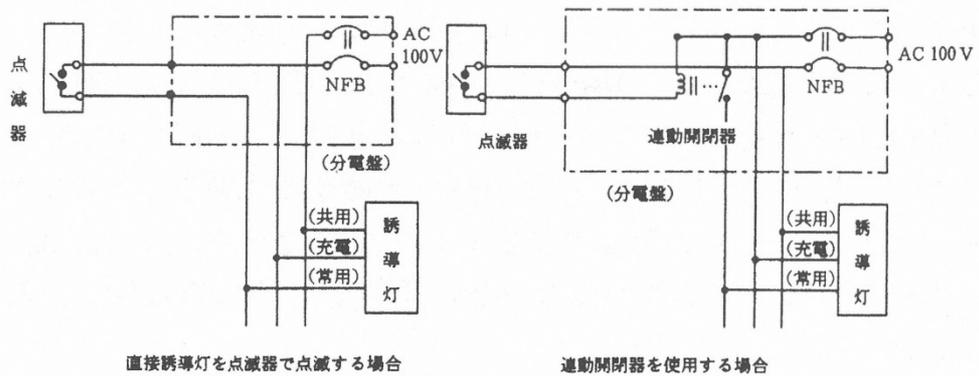
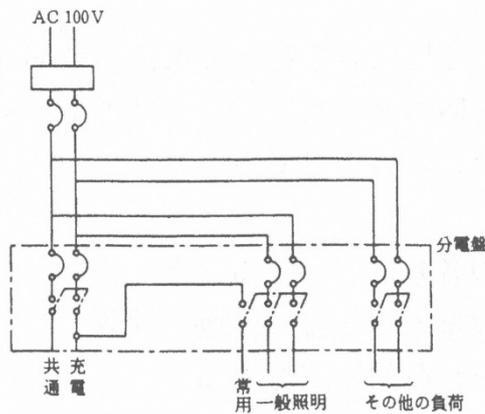


図16-38 信号装置を用いない場合で一般照明と連動させる場合の結線図



イ (1)アに該当する防火対象物又はその部分で無人でない状態となった場合、施錠連動装置又は照明器具連動装置により自動的に点灯できること。

ウ (1)イに該当する防火対象物又はその部分で、外光により避難口又は避難方向が識別できなくなった場合、光電式自動点滅器により自動的に点灯できること。

エ 点滅器等を操作することにより、手動でも点灯することができること。

オ (1)ウ及びエに該当する防火対象物又はその部分で、当該対象場所に使用されて

いる通常の照明器具の点灯と連動して誘導灯が自動的に点灯するものであること。
この場合において、誘導灯の点灯が当該防火対象物の使用目的の障害になるおそれがあるときは、この限りでない。

また、点灯時は正常点灯（誘導灯に内蔵する光源をその定格値で点灯することをいう。）の明るさに復帰し、点灯のための点滅器は、防災センター等又は対象場所が見とおせる場所若しくはその付近に設けること。★

カ 階段又は傾斜路に設ける誘導灯は、点滅器等により消灯及び点灯することができる。★

(5) 設置方法

ア 自動火災報知設備との連動は、次によること。◆

(ア) 自動火災報知設備の感知器の作動と連動し、認定品の信号装置を使用すること。また、受信機に移報用端子のないものは、一般社団法人日本火災報知機工業会の自主管理試験に合格したものをを使用すること。

(イ) 自動火災報知設備は、当該設備の技術基準に適合していること。

イ 連動開閉器は、次によること。★

(ア) 消灯する誘導灯を制御するための連動開閉器を図16-23、図16-24に示すように分配電盤内に設置すること。

(イ) 連動開閉器は、負荷となる誘導灯に対して十分な容量を有すること。

(ウ) 連動開閉器は、J I S等の規格に適合したものをを使用すること。

ウ 光電式自動点滅器は、次によること。★

(ア) 光電式自動点滅器は、J I S C8369に適合する分離式のものを使用すること。

(イ) 設置位置は直射日光を避け、外光のみによって作動する位置に設けること。

エ 施錠連動装置は、次によること。★

(ア) 施錠時に回路が閉（ON）となる接点を有するものをを使用すること。

(イ) 施錠連動装置は、J I S等の規格に適合したものをを使用すること。

オ 照明器具連動装置は、次によること。★

(ア) 誘導灯を消灯する防火対象物又はその部分を使用する場合に必ず点灯される照明器具のスイッチの作動と連動すること。

(イ) 照明器具点灯時に信号回路が開（OFF）となるような回路構成とすること。

(ウ) 照明器具連動装置は、J I S等の規格に適合したものをを使用すること。

8 電源及び配線

(1) 常用電源

規則第28条の3第4項第9号の規定によるほか、次によること。

ア 誘導灯の常用電源回路には、地絡により電路を遮断する装置を設けないこと。◆

イ 常用電源回路からの専用回路は、2以上の階にわたらないこと。ただし、(3)イ、ウに掲げる防火対象物で、規則第28条の3第3項第1号イ及びロに掲げる避難口、避

難階の同号イに掲げる避難口に通ずる廊下、通路及び直通階段に設ける誘導灯及び通路誘導灯にあっては、階段系統ごととすることができる。◆

(2) 非常電源

規則第28条の3第4項第10号及び平成11年消防庁告示第4の規定によるほか次によること。

非常電源の容量は、誘導灯に設ける点滅機能及び音声誘導機能についても必要であること。

(3) 配線

規則第28条の3 第4 項第11号の規定によること。

9 総合操作盤

総合操作盤の技術基準によること。